

## 第 14 回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 21 年 3 月 25 日(水)9:30～12:00

場所：奈良県新公会堂 1 階会議室 1・2

委員出席数：出席 12 名、欠席 5 名（荻野委員、加我委員、椎葉委員、千田委員、森下委員）

### 1．議事経緯

#### (1) 第 13 回大和川流域委員会審議報告

第13回大和川流域委員会審議報告がなされた。

#### (2) 河川整備基本方針に関する質問に対する回答

河川管理者より河川整備基本方針に関する質問に対する回答について説明がなされた。

主な意見は以下のとおり。

大和川の本川に架かる橋梁の橋脚について、1982 年の大水害の後、激甚対策のひとつとして三郷町の JR 関西線鉄橋の橋脚 4 本を 3 本にする工事を行ったが、その効果について測定したデータがあるのか。このように橋脚を 4 本から 3 本に減じることで通過する流量を一定確保するという工事をしたが、同様の計画があるのかどうかお尋ねしたい。

河川整備計画においては、一定の目標流量による水位計算に基づき、具体的な整備メニューを検討する。しかし、橋梁の架け替えは費用が多額となるほか、社会的に影響が大きいため、流下能力を確保するためには河道掘削が基本と考えている。しかし、河道掘削により、どうしても橋梁の掛け替えが必要となった場合は、整備の際に橋梁の構造検討を行う必要がある。佐保川の聖武天皇陵の近くの石橋が決壊したことがある。決壊の原因は、佐保川に東大寺の転害門あたりから奈良女子大のほう魚屋町にかけて、大量の水が坂を転がるように流入したことにある。このことは総合的な保水力を高めるための治水対策に問題があると思う。

大和川流域の保水能力の低下はご指摘のとおりと認識している。これまでも、大和川は総合治水対策事業を実施しており、その中で、河川事業として流域の中で河川管理者ができることというのは非常に限られているが、関係機関と連携調整し流域対策の推進は必要と認識している。

耐震調査の平成 21 年度の 1 次判定、2 次判定というのはどこか箇所を固定して実施するのではなく大和川本川全長にわたって行われるということか。

お尋ねのとおりである。

大和川の土砂収支に関連して、大和川が改修されて 300 年という歴史になる。1 つの考え方としては、300 年も同じところに水が流れ、毎年洪水も来るということは、柏原地点においてはある程度河床が安定しており新たな河床の洗掘は少ないと思われるが、そのあたりをお聞きしたい。

現状の河床は、洪積粘土層という固めの層が露出している状況のため、ご指摘のとおり、比較的安定していると認識としている。

河内橋の橋台は子供もたちが飛び込む場所になっている。そこは非常に深くえぐられ、さらに横方向に洞窟のような穴があいているため、溺れてその穴に入ってしまうと非常に危険である。そのため、そのようなところに大きな石を入れて補修している。本川の全長にわたって点検を試みる必要があるのではないかと思う。

河内橋は、橋台周りに根固めなどを置いて洗掘防止をしている。橋脚がどのくらい安全なのか、あるいは根入れが大丈夫なのかどうかということについては、本来は施設管理者の責務

である。河川整備計画の中で、どのぐらいの流量を目標にするのかにより架け替えをする橋梁の数も変わってくるということを含めて検討する。

既得水利である工業用水は工事実施基本計画と河川整備基本方針（案）を比べたときに合計の量がかなり少なく、水利使用者名が示されているが異なる使用者になっている。使用者は変化するという事なのか、一定の水量を確保するという観点からこのような変化もあるということ想定されて、計画（方針の中）で考えられているのかをお聞きしたい。

お尋ねの表は、既に許可を受けて取水されている方の一覧である。工事実施基本計画の時点で既に水利権を取得されていた会社が3社で、合計約0.9m<sup>3</sup>/sであった。これらは現在では既に廃止されているが、これまでの取水可能量の範囲内であれば取水することは可能で、転用なりを受けられて、現在は大阪ベントナイトが0.042m<sup>3</sup>/sを取水しているのみで、他の者（会社）は取水をやめられたということになる。

内水対策について、資料2-4の6ページの回答欄の最下段に「河川整備計画原案は・・・、内水排除による効果・・・」とだけ示されている。「貯留・浸透」がここでは触れられていないのはどうしてか。例えば佐保川は総合治水対策事業の対象河川だと思われるので、「貯留・浸透」ということばが整備計画にあがってくるべきではないか。

「内水対策」を内水ポンプの整備と解釈したためポンプという趣旨で書いている。対策という全体で言うのご指摘のとおりなので修正する。

資料2-4の8ページの基本方針本文抜粋の下から3行目に「・・・床止等の河床安定化対策を検討し講ずる。」となっているが、下の土砂管理の考え方では浚渫しか触れられていない。床止等は整備計画では考えないということと理解してよいか。

基本方針では、河床低下が著しい場合には床止等を検討し実施する可能性があるという記載となっている。河川整備計画の計画期間での対応は、まだ検討中であるが、基本的な土砂管理のあり方としては河口部の掘削の対応を考えている。

資料2-3の3ページの上の欄で中段に正常流量が概ね6m<sup>3</sup>/sと書いてあり、維持流量2.03m<sup>3</sup>/sに流入量5.57m<sup>3</sup>/sを加え、取水量の2.36m<sup>3</sup>/sを減じた結果となっている。そのうち維持流量2.03m<sup>3</sup>/sという値はどこから出てきたのか。前のページの説明の文書にはそういう数値がないと思う。6m<sup>3</sup>/sが先にあって、あと残り引き算していったわけではないので、この2.03m<sup>3</sup>/sの根拠になるようなものを少し説明していただいたほうがよろしいと思う。

正常流量は基準の観測所で幾ら確保するかというのを表わしている。実際の検討は、資料2-3の2ページの(1)に示しているように、9項目についてネックになる地点のいろんな河川の断面で検討する。ここで決まっている2.03m<sup>3</sup>/sというのは、魚の生息環境ということで必要な水深だとか流速が確保できるかというのを断面で検討した結果である。2ページの(2)維持流量の設定の例示は2.03m<sup>3</sup>/sの根拠の流れを示し3ページ(3)の説明と整合を図る。

現在、使用されていない樋門がどの程度あるか、すでに調査、点検されているのか。堤防の保守管理にとって非常に重要だと思うので教えて欲しい。

使用されていない樋門、いわゆる遊休樋門は10ヶ所ある。この内5ヶ所は撤去しており、残り5ヶ所は樋門の中詰めを行う等の応急対策はとっている。樋門の管理者が判っている3ヶ所については管理者へ撤去の指導、お願いをしている。残り2ヶ所は管理者不明となっているため河川管理者で撤去する予定である。

第13回委員会の配付資料の2-2の5ページの右下の写真には、桁下高が0.4m不足ということが書いてある。この桁下高0.4m不足という意味と、今回の資料の2-4、4ページ、水位縦

断図の四角で囲ったところであるが、全ての橋梁の桁下高は現況流下能力算定の基準となる計画高水位より高いとある。この意味の差異について説明をお願いしたい。

桁下高が 0.4m 不足しているというのは、桁下の高さが計画高水位よりは上にあるが河川管理施設等構造令で決まっている余裕高に対しては 0.4m 不足しているといことである。

(3) 流域委員会の今後のスケジュール(案)、(4) 河川整備計画(原案)に対する関係住民の意見の聴き方(案)

私のほうから河川管理者に要望を出した。内容の第1点は、議論を具体的にするため河川整備計画原案をなるべく早く出して欲しいということである。また、河川整備計画原案は、河川整備基本方針、流域委員会の意見との関係をできる限りわかりやすく図表にして、右側に注釈書きを整理して示して欲しい。第2点は、流域委員会の最終期限を示して欲しいということである。最終目標がないと議論が発散しがちである。いつまでに委員会の最終的な意見を取りまとめるかというおおよその期限を示して欲しい。第3点は住民からの意見を聴取する方法についてである。流域委員会がその方法についても意見を述べることを付託されている。これまでの流域委員会には傍聴者の方に大勢来ていただいているが、より広い範囲の住民の方々の意見を聞くために、意見聴取はいろいろな方法を活用して幅広に行うことを検討して欲しい。

住民からの意見聴取の主催者はどこになるのか。

手続きの中では、河川管理者になる。

河川整備計画原案が夏ごろに出され委員会の検討がその後となる。同時に関係住民からの意見聴取も並行して行われるということになるが、関係住民からこういう意見が出たということ、随時、委員会のほうへ提供していただけると理解してよいか。委員会の議論に当たって、漏れているところがあるかもしれない、あるいは新しい気づきがあるかもしれないということもあるので情報提供をお願いしたい。

意見聴取は様々な媒体で実施することを考えている。これを逐次、情報提供するよりも、とりまとめた上で、このような形で原案のほうに盛り込むということを委員会で報告することを現時点では考えている。

河川整備計画原案には、例えば川幅が狭い箇所は掘削する、広過ぎる箇所は現状維持。高水敷は1メートルぐらい下げたらある程度流下能力が増すというような具体的な案のものが記載されるのか。

河川整備計画の具体的な記載については、現時点では書ききれない内容や、設計の段階で検討すればいいという話もあると考えている。河川整備計画において、30年間の目標や未来予想図を可能な範囲で描いた上で、それに向かって実際に整備を行っていくという流れを考えている。

河川整備計画を年度内に策定するとなると、流域委員会の審議のスケジュールはそれよりも早く審議を終える必要になるという認識でよいか。

河川整備計画の策定を21年度中に策定する前提となると、委員会からの意見に基づき(案)を作成し知事意見を聴取に要する手続きを考えると、流域委員会の審議は年内が目安となる。九頭竜川の例でも、夏ごろに原案を提示し、年内ぐらいに大体(案)を取りまとめ、知事意見を聴取した後、年度内に策定している。大和川も同様のスケジュールになると思っている。公聴会では、流域委員会委員の出席は義務出席となるのか。

意見聴取は河川管理者の方で行うので、出席を要請するということはないと考えている。も

もちろん、自由参加ということでご出席いただくことは可能である。

意見聴取をした後、原案から（案）になった時の広報の手法はどのように考えているのか。

すなわち、意見聴取をこんな形で反映することができたとかのプロセスを広報するのかどうか。

基本的には意見聴取を原案の段階でさせていただき、その後、知事意見の聴取ということになるが、何らかの方法で公告あるいはお知らせをしていくということになると思う。

流域委員会の審議対象は直轄管理区間ということであるが、これまでの議論は大和川水系を含めての議論もあり、（流域対策と密接に関わる）奈良県内はどういう場所を関係住民の意見聴取の会場とするのか。

河川整備計画は直轄管理区間を対象としているため、会場は直轄管理区間になると思うが、出席される方については直轄管理区間の方に限る必要もなく流域の方の参加も想定している。

奈良県の人にとっては大和川というと王寺あたりだけをイメージしてしまう。そういう意味とこれまでの論議が直轄区域だけでなく奈良盆地全域のことも含めてきた経緯があったと思うので、委員の方々のご意見も伺えたらと思うが、公聴会を開く場所についても全域で考慮願いたい。

住民に対応する場合に、普及版的なものを作成して、例えば各県や市町村の広報に載せていくとかいうような便宜を図っていくことが必要である。普及版には流域委員会等で議論されているようなことをQ & Aという形で入れていくということも必要ではないかと思う。

意見聴取については、いろんな媒体を考えており、それで補完できるものとも考えている。

何れにしても、意見を言いたいという方が必ず意見を言える状況になるようにしたい。流域委員会意見のQ & Aについては、それがよいかは即答できないが、流域委員会の審議状況や、意見についても紹介する必要があるというのは同じ考えである。

大阪と奈良は離れており両所において公聴会を開くということを具体的に考えて欲しい。公聴会は費用がかかり参加者も少ないということで評価は良くないが、基本的に利害関係や意見を持っている人は参加するので、是非とも公聴会は行っていくということ。奈良、大阪で行っていただく必要がある。

ご指摘のとおり、奈良の方と大阪の方と大和川に対する思いも違うということも、何人かの方とお話しして感じたこともある。両方で開催というのもご意見としては承って、どのように対応させていただいたらいいのかということを考えていきたいと思う。いろいろ予算的な制約もあるので、そういう中で何とか捻出して行っていただくことになるかと思う。

大和川流域の既成の団体や水環境アドバイザー会議などの機関と協議をしていくということを設定していただきたい。

大和川をフィールドに活動している団体はたくさんあることもあり、なかなか全部ということも、一部ということも不公平感があり判断が難しい。意見を述べたい方が必ずどこかで告知を受け、普段使用されている媒体で意見を述べるという場を確保することでご容赦いただきたい。

公聴会にはコストの問題があるということは理解できるが、そもそも整備計画の原案自体どういうものかということの説明からきちっとやっていかなければならないと思う。説明会みたいなものを作って頂きたいし、当然、説明だけでは終わらないだろうから、そこでやりとりもあると思う。そういうものを適切に整理していけば、意見聴取ということになるのでは

ないかと思う。そういう工夫のほうが生産的であり重要だという気がする。  
住民にどう知らすべきかが一番重要なポイントということで、檀原市では各家庭に配布される市の広報を皆見ている。

正式な公聴会で、お金をかけてやることや個別にインターネットで個人の意見が集約されることも必要と思うが、議論しあって、住民自身が語りあって出す要望というのは、質が全然違うと思う。住民同士の交流もあり、河川の担当者が持っている思いも伝わり、住民が自分の願いを語る、要望も語ると、そういう場所は、公聴会以外にお金をかけないで工夫をする必要があると思う。

関係住民意見の聴き方についても、いつ何をどうするかという具体的なものがないと議論しにくい。その具体的なものをもとにして意見を申し上げるという機会があったほうがよいと思う。

原案ができるまでの段階というのは、こういう作業をやっています、あるいは流域委員会でこんな議論をやっています、あるいは、もうちょっと一般的に、これから30年の大和川のことを、今、議論して決めようとしていますという、そういう啓発的な、宣伝的なことが夏までにはメインになると思う。いろいろなイベント等も含めての機会に、あるいは関係する自治体、行政機関等でのチラシ配布とか、ポスター掲示とかというのが出ているが、そういうことを積極的にやっていただければということだろうと思う。夏ごろに原案が出るということであれば、同時かその前ぐらいに、具体性を持った意見聴取を考えているというものを河川管理者のほうから示していただき、そこで委員会の意見を言うという機会を設けていただきたいと思う。

(5) その他  
特に意見なし。

### 3. その他

第15回流域委員会は、庶務から連絡を入れ日程調整を行うことが報告された。

以上